



鳥取県公報

平成 24 年 3 月 14 日 (水)
号外第 16 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 条 例 鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例（2）（議会事務局議事調査課）・・・ 3
- ◇ 議会規則 鳥取県議会会議規則の一部を改正する規則（1）（議事調査課）・・・ 4
- ◇ 議会告示 鳥取県議会委員会傍聴規程（1）（総務課）・・・ 5

==== 公布された条例のあらまし ====

◇鳥取県議会委員会条例の一部改正について

1 条例の改正理由

委員会における傍聴環境を整備するため、傍聴に関し必要な事項を議長が定めることについて所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 委員会の傍聴人数の制限、傍聴人の遵守事項その他傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定めることとする。

(2) 施行期日は、公布日とする。

条 例

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成24年3月14日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第2号

鳥取県議会委員会条例の一部を改正する条例

鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(委員会の公開等)</p> <p>第14条 委員会の会議は、公開する。</p> <p>2 委員長は、秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、委員会の傍聴人数の制限、傍聴人の遵守事項その他傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。</u></p>	<p>(傍聴の取扱い)</p> <p>第14条 委員会の会議は、公開する。<u>ただし、傍聴希望者が集中し、入室を制限する必要があるときは、委員長は、傍聴人の人数を制限することができる。</u></p> <p>2 委員長は、秩序を保持するため必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議 会 規 則

鳥取県議会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月14日

鳥取県議会議長 伊 藤 美 都 夫

鳥取県議会議規則第1号

鳥取県議会議規則の一部を改正する規則

鳥取県議会議規則（昭和31年鳥取県会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改 正 後					改 正 前				
別表（第13条の2関係）					別表（第13条の2関係）				
名称	目的	構成員	招集権者	備考	名称	目的	構成員	招集権者	備考
略					略				
議会改革推進会議	議会の在り方及び当面の諸課題について協議又は調整を行う。	議長、副議長、各交渉団体から選出された議員各2名及び交渉団体に属さない議員から選出された議員2名	議長		議会改革推進会議	議会の在り方及び当面の諸課題について協議又は調整を行う。	議長、副議長、各交渉団体から選出された議員各2名及び交渉団体に属さない議員から選出された議員2名	議長	
広報委員会	議会が発行する広報紙の企画、編集及び校正について協議又は調整を行う。	副議長及び各会派に所属する議員の数を勘案して議長が指名した議員5名	委員長（委員会において委員長が選出されるまでの間は、事務局長）		広報委員会	議会が発行する広報紙の企画、編集及び校正について協議又は調整を行う。	副議長及び各会派に所属する議員の数を勘案して議長が指名した議員5名	委員長（委員会において委員長が選出されるまでの間は、事務局長）	
略					略				

備考 改正部分は、太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第1号

鳥取県議会委員会傍聴規程を次のように定める。

平成24年3月14日

鳥取県議会議長 伊 藤 美 都 夫

鳥取県議会委員会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鳥取県議会委員会条例（昭和31年鳥取県条例第32号。以下「条例」という。）第14条第3項の規定に基づき、委員会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席)

第2条 傍聴席は、一般席及び県政記者席に分ける。

2 一般席の定員は、各委員会ごとに5人とする。

3 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めた場合は、定員を変更することができる。

(傍聴券の交付等)

第3条 傍聴券は、委員会の当日、受付に備えられている傍聴受付簿に住所、氏名及び傍聴を希望する委員会の名称を記入した者に対し、当該委員会の一般席の定員の範囲内において、受付順に1人1枚を交付する。

2 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日及び委員会に限り、一般席において傍聴することができる。

(傍聴券の着用)

第4条 傍聴券の交付を受けた者は、これを衣服等の見やすい場所に着用しなければならない。

(傍聴券の返却)

第5条 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴を終え、退場しようとするときは、これを受付に返却しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

(1) 銃器その他人に危害を与えるおそれのあるものを携帯している者

(2) 酒気を帯びていると認められる者

(3) 動物（身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）を伴う者

(4) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(5) 笛、らっば、太鼓その他楽器の類を携帯している者

(6) その他委員会の運営を妨害するおそれがあると認められる者

2 乳幼児は、傍聴席に入ることができない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

(1) 静粛にすること。

(2) 委員会における言論に対して批判し、若しくは可否を表明し、又は私語若しくは拍手をしないこと。

(3) はち巻、たすきの類をする等示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、コート、えり巻又はげたの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由による場合は、この限りでない。

- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) 携帯電話その他の音声を発する機器を作動させないこと。
- (7) 写真撮影等のために発光装置を使用しないこと。ただし、報道関係者が撮影等取材のために使用する場合は、この限りでない。
- (8) その他委員会の秩序を乱し、又は委員会の運営の妨害となるような行為をしないこと。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場等)

第9条 傍聴人は、次に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) この規程に違反し、委員長が退場を命じたとき。
- (2) 条例第15条の規定に基づき秘密会とすることが決定されたとき。
- (3) その他条例第14条第2項に基づき委員長が退場を命じたとき。

2 前項第1号及び第3号に該当して退場した者は、傍聴券を受付に返却しなければならない。

3 前項の規定により傍聴券を返却した者の当日における委員会の傍聴は、認めない。

(補則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年3月14日から施行する。